豊田市農業委員会議事録

令和８年７月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和８年７月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎７階 東大会議室１に招集した。

＜会議に付した議案＞
議案第50号　農地法第３条の規定による許可について
議案第51号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第52号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第53号　農地法第５条事業計画変更申請について
議案第54号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第55号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第56号　農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

＜報告事項＞
非農地判断について
農地法第18条第６項の規定による通知書受理について
農地法第43条第１項の規定による届出書受理について
農地法第４条第１項ただし書きにおける適用除外の確認について
農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理について
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理について

＜出席委員＞（19名）

1番	菅沼　　浩
2番	築山　正樹
3番	中川　　豊
4番	深津　益章
5番	中根　敏明
6番	杉浦　俊雄
7番	萩野　重正
8番	石川　文志
9番	梅村　逸次
10番	水嶋　　広
11番	丹羽　勝彦
12番	伊藤喜代司
13番	梅村　貢司
14番	永井　久司
15番	加知　　満
16番	伊藤　政和
17番	倉地　雅博
18番	林　　如実
19番	杉田　雅子

＜欠席委員＞（０名）

＜説明員＞

農業委員会事務局

事務局長	尾形　　洋
副主幹	中根　紘子
担当長	杉本　一浩
主　査	佐藤　伸宏
主　査	井上　貴道
主　査	小川　宗高
主　事	長谷川賢斗
書　記	藤田　仁菜

農政企画課

主　査	佐藤　伸宏	(兼)農業委員会事務局

（開会　午後２時 00 分）

事務局　　豊田市農業委員会会議規則第４条により、会長に議長をお願いいたします。

議長　　それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。 出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局　　本日の欠席委員は、おりません。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長　　ここで、本日の議事録署名者２名を指名させていただきます。1 番菅沼浩委員、 ２番築山正樹委員、以上の２名の委員にお願いいたします。

議長　　本日の提出議案は、議案第 50 号から第 56 号までの審議案件７件と、その他の報告案件６件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長　　令和８年議案第 50 号「農地法第３条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局　　令和８年議案第 50 号「農地法第３条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

60 番野見町の件、担当推進委員の成田（信）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

61 番御船町の件、担当推進委員の山内委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

62 番林添町の件、担当推進委員の中泉委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

63 番上仁木町の件、担当推進委員の永江委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

64 番太田町の件、担当推進委員の鈴木（裕）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 50 号で上程されました 5 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 50 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年議案第 51 号「農地法第４条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 51 号「農地法第４条の規定による許可申請について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。
7 番生駒町の件、貸駐車場です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成 16 年１月から先代土地所有者が貸駐車場として利用していたため始末書が提出されています。
石川委員、お願いします。

石川委員　はい、特に問題ございません。

事務局　ありがとうございます。なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長　　事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 51 号で上程されました１件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。
よって、議案第 51 号は「適当である旨」承認されました。

議長　　令和８年議案第 52 号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 52 号「農地法第５条の規定による許可申請について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局　110 番下市場町の件、分家住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準

は、第３種農地につき許可できる。に該当します。
続きまして、
111 番長興寺の件、自己用住宅です。第３種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。
続きまして、
112 番太平町の件、駐車場です。第３種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。
続きまして、
113 番本新町の件、分家住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。
続きまして、
114 番高原町の件、仮設事務所・資材置場です。一時転用です。第１種農地です。判断基準は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。
続きまして、
115 番広路町の件、駐車場です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成６年頃から土地所有者が貸駐車場として利用していたため始末書が提出されています。
菅沼委員、お願いします。

菅沼委員　はい、６件とも問題ないと思われます。

事務局　ありがとうございます。

116 番古瀬間町の件、車両置場です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。
築山委員、お願いします。

築山委員　はい、問題なしです。

事務局　ありがとうございます。

117 番畝部西町の件、駐車場・水害避難ボート置場・防災倉庫です。第３種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、118 番配津町の件、分家住宅です。第３種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員　はい、２件とも問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

119 番竜神町の件、分家住宅です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

120 番竜神町の件及び竹町の件、展示車駐車場です。第１種農地と、第３種農地です。判断基準は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地と、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の 1/2 を超えない計画であるものと認められるため、許可できる。及び、第３種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、

121 番若林東町の件、資材置場・駐車場です。第３種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第３種農地につき許可できる。に該当します。

萩野委員、お願いします。

萩野委員　はい、３件とも問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

122 番西広瀬町の件、資材置場です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始

末書案件であり、昭和 56 年頃から土地所有者が資材置き場として賃貸していたため始末書が提出されています。
梅村委員、お願いします。

梅村（逸）委員　はい、異議ありません。

事務局　ありがとうございます。
123 番保見町の件、分家住宅です。第１種農地です。判断基準は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。
続きまして、
124 番保見町の件、現場事務所・駐車場です。一時転用です。農用地区域農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。
水嶋委員、お願いします。

水嶋委員　はい、特に問題ございません。

事務局　125 番幸海町の件、資材置場です。一時転用です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。
伊藤喜代司委員、お願いします。

伊藤（喜）委員　はい、問題ありません。

事務局　ありがとうございます。
126 番月原町の件、駐車場です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成６年頃から土地所有者が駐車場として賃貸していたため始末書が提出されています。
伊藤政和委員、お願いします。

伊藤（政）委員　問題ありません。

事務局　ありがとうございます。

127 番桑原町の件、太陽光発電施設です。第２種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。杉田委員、お願いします。

杉田委員　桑原町は土砂災害警戒区域に指定されています。また、推進委員からは法面の石積みが壊れ、境界が崩壊しているとの報告を受けています。以上を鑑み、これを修繕すれば周辺農地への支障はなく、問題ないと思われます。

事務局　ありがとうございます。
なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長　事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

杉田委員　推進委員から、議案番号 127 番について、許可相当であると判断された場合、今後どのように取り扱われるのか、推進委員として動く必要はあるのか質問がありました。

事務局　事業者との調整のうえ、条件付き許可相当と市に意見進達します。
必要に応じて推進委員から事情を聴取することはあり得るものの、推進委員が新たに対応する必要はありません。

杉田委員　承知しました。

議長　他にご質問、ご意見はございますか。

（会場声無し）

議長　それでは、採決をいたします。
議案第 52 号で上程されました 18 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　挙手多数と認めます。
よって、議案第 52 号は「適当である旨」承認されました。

議長　令和８年議案第 53 号「農地法第５条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 53 号「農地法第５条事業計画変更申請について」
６番長興寺の件、変更内容は事業者の変更です。
本件は、令和８年６月 10 日付で自己用住宅として第５条の転用許可を得ましたが、許可後、申請者を変更する必要が生じたため、今回、事業計画変

更承認願いが提出されたものになります。
なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。
菅沼委員お願いします。

菅沼委員　はい、問題ありません。

事務局　ありがとうございます。
７番松平志賀町の件、変更内容は事業目的の変更です。
本件は、令和３年 11 月 18 日付で店舗として第５条の転用許可を得ましたが、許可後、事業目的を資材置場に変更する必要が生じたため、今回、事業計画変更承認願いが提出されたものになります。
伊藤喜代司委員お願いします。

伊藤（喜）委員　はい、特に問題ありません。

事務局　ありがとうございます。以上です。

議長　事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 53 号で上程されました審議案件２件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　挙手多数と認めます。
よって、議案第 53 号は「適当である旨」承認されました。

議長　令和８年議案第 54 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局　令和８年議案第 54 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」
５番、桝塚西町の件。担当推進委員の近藤委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
６番、堤町の件。担当推進委員の石川委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。
以上です。

議長　事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 54 号で上程されました２件について、賛成の委員は、挙手をお願い

します。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。

よって、議案第 54 号は「承認決定」されました。

議長　　令和８年議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和８年９月１日から貸借が開始されるものです。

資料は２種類あります。10－１ページ、議案第 55 号資料①は利用権設定の総括表です。10－２ページ、議案第 55 号資料②は、１筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、10－１ページ、議案第 55 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和８年９月１日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、18 筆、15,386 ㎡の利用権を設定するものです。以上です。

議長　　農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 55 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　　挙手多数と認めます。

よって、議案第 55 号は「意見なし」として答申します。

議長　　令和８年議案第 56 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局　議案第 55 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、議案第 56 号は地域計画区域外の利用権設定です。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、地域計画外で令和８年９月１日から貸借が開始されるものです。
資料は２種類あります。11－１ページ、議案第 56 号資料①は利用権設定の総括表です。11－２ページ、議案第 56 号資料②は１筆ごとの情報を全件示したものです。
ここでは、11－１ページ、議案第 56 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和８年９月１日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、
15 筆、5,719.98 ㎡の利用権を設定するものです。
なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。
以上です。

議長　事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長　特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 56 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長　挙手多数と認めます。
よって、議案第 56 号は「承認決定」されました。

議長　報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案書 12 ページ、12－１ページをご覧ください。
報告、「非農地判断について」、です。
こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。
13 ページをご覧ください。
報告、「農地法第 18 条第６項の規定による通知書受理について」、20 番竹元町の案件から、16 ページをご覧ください。34 番西新町の案件までの 15 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
続いて、議案 17 ページをご覧ください。
報告、「農地法第 43 条第１項の規定による届出書受理について」、農作物栽

培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)』については、農地へ農業用ハウス等農作物栽培高度化施設を設置するにあたり、その底面をコンクリート張りとする場合は本来、転用事項に該当しますが、農地法第 43 条の規定により、農作物栽培高度化施設の用に供される土地については農地とみなされ、農地転用に該当しないものとされており、あらかじめ農業委員会への届出が必要となっています。１番花沢町の案件、１件について、事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 18 ページをご覧ください。

報告、「農地法第４条第１項ただし書きにおける適用除外の確認について」、７番　福受町の案件、１件について、２アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 19 ページをご覧ください。

報告、「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理について」、40 番　西岡町の共同住宅の案件から、20 ページをご覧ください、44 番　大林町の駐車場の案件までの５件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 21 ページをご覧ください。

報告、「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理について」、81 番　大林町の分譲住宅の案件から、23 ページをご覧ください。92 番　高橋町の貸コンテナの案件までの 12 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長　　これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後２時 30 分）